

役員報酬制度改革支援サービス

企業内容開示、コーポレートガバナンス強化に資する

今回の内閣府令に対応した役員報酬関連の情報開示の準備はできていますか？

役員報酬に関する大きな変革が生じています

リーマンショックを契機とし、各国ではコーポレートガバナンスの強化、役員報酬に関する透明性と情報開示の流れが飛躍的に強まっています。日本においても、2010年3月31日付で金融庁から「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布され、1億円以上の役員報酬を受け取るものの氏名と金額を公表することに加え、役員報酬に関する「報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容及び決定方法」についても開示を義務付ける方向で検討が進められ、2010年3月31日以後に終了する事業年度の決算から導入する方針が打ち出されました。

その結果、既に報酬制度が明文化されている企業では、公表準備を整える必要があり、制度が明文化・体系化されていない企業では、報酬額決定の実態を振り返り、報酬決定の仕組みを明文化・構築した上で公表の準備を行う必要があります。

今回の内閣府令への対応だけで十分でしょうか？

今回の規制強化を契機として捉え、コーポレートガバナンス強化の観点から、役員報酬制度を見直す必要があります

また、今回の規制は世界的なガバナンス強化に倣った近年の制度改革の一端であり、これを皮切りにさらなる規制強化が進む可能性がある、というのがより安全な見方であると考えられます。規制対応への取り組み（情報開示の準備など）を進めることに加えて、役員報酬制度の透明性の向上、業績連動性の強化という観点から、役員報酬制度決定に取り組むことが有効な取り組みであると思われます。

プライスウォーターハウスクーパースはグローバル及び日本において、役員報酬サーベイや役員報酬制度見直しに関する豊富な支援の経験を有しており、貴社の経営基盤の強化に資する十分なノウハウを提供できます。

私たちは、以下の課題に対する答えを持っています

- 今回の金融庁のガイドラインに対して、いつまでに、どのような対応策を講じなければならないのかわからない
- 自社の報酬水準が妥当であるかどうかかわからない
- 現行の報酬水準と制度が、情報開示に耐えうるものとなっているか検証したい

私たちは、今後求められる報酬制度ポリシーには、以下の観点を盛り込む必要性が高まるものと考えています

- 求められる役割／責任の自覚と行動を促す報酬水準／インセンティブの実現
- 株主との利害関係共有を促進する業績連動性の確保
- ステークホルダーへの説明責任を満たす、報酬決定プロセスの透明性

なぜプライスウォーターハウスクーパース（株）なのか？

- 日本最大規模の人事コンサルティングチームとして、数多くの役員報酬制度改革プロジェクトにおいて培った豊富な経験とノウハウに基づく支援が可能
- 毎年実施している役員報酬サーベイで蓄積された企業データから、各企業の対応の実情、業界・企業規模別の報酬・制度の傾向を踏まえたアドバイス・支援が可能
- 監査法人・税理士法人との連携による高度な専門的見地からのアドバイス・支援のご提供が可能

その他ご提供可能なサービス

- 役員報酬制度設計
- 役員評価制度設計
- ガバナンス体制整備
- 次世代リーダー選抜・開発（サクセッションマネジメント）
- 投資家に対する役員報酬関連の情報公開支援
- 役員報酬水準・制度の簡易診断

プライスウォーターハウスクーパース株式会社
〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル
TEL: 03-3546-8480 FAX: 03-3546-8481

お問い合わせ
consultants.inquiry_mailbox@jp.pwc.com